

新しい生活様式等に基づく 旭川市社会教育施設利用ガイドライン

令和2年7月1日
令和2年9月19日（一部改正）
教育委員会社会教育部

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会教育施設での活動の両立を進めるために、国が示す「新しい生活様式」と北海道が宣言した「新北海道スタイル」の実践を図りながら、社会教育施設で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

「新しい生活様式」とは（実践例）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保
②マスクの着用
③手洗い

- 人との距離は、できるだけ2m空ける
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い、手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝体温測定・健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

新北海道スタイル安心宣言（事業者が取り組む7つのポイント）

1. スタッフのマスク着用や手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょう。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょう。
6. 来庁者にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょう。
7. 施設内掲示やホームページなどを活用し、施設の取組を市民に積極的にお知らせしましょう。（感染症対策の可視化（見える化））

1 基本的な感染症対策の実施

○体調不良の方の活動自粛

- ・各自が事前に検温するなどし、のどの痛み、発熱等の症状や咳が出たり息苦しいなど、体調がすぐれない方の利用は控える。

○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行う。
- ・施設内では可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ・使用終了後には、机やドアノブ等、手が触れる箇所等の消毒を行う。

○「3密」(密集・密接・密閉)を徹底的に回避した上で活動する

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。
(対策例)

- ①人の密度を下げるために、会議室の席の間隔を広く取ったり、ホール内では着席可能な席の配置を考慮するなどの対策を行う。
- ②対人距離を確保して活動する。(できるだけ四方2mを空けることを目安に)なるべく、対面方式は避ける。
- ③ホール等では、入場人数に配慮する。
- ④利用者が集まりそうな場所については、分散させるための工夫(案内役の配置など)を行う。

密接しない 飛沫を発生させないように工夫する。
(対策例)

- ①近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。
- ②大声を出したり、呼吸が激しくなったりする活動は控える。
- ③息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ④飲食を伴う活動を行う場合は手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話はできるだけ控える。

密閉しない 換気を徹底する。
(対策例)

- ①可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気をしながら使用する。
- ②それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。
- ③窓の開閉が難しい場合や、劇場や音楽堂などについては、空調設備等により換気を確保する。

- ・活動終了後は、できるだけ速やかに退館する。

○施設利用者への協力要請

- ・施設の入口等に上記の感染防止対策を掲示する。
- ・イベントの主催者や利用団体の代表者に対して、事前に本ガイドラインの内容を周知し、協力を要請する。

2 イベント実施における留意点

- ・国及び北海道の示す必要な感染防止対策等を適切に講じること。
- ・参加人数上限や収容率の目安については、北海道の決定に従うこと。

3 特に注意する活動

○集団感染リスクが高いと思われる下記の活動などは、施設管理者や主催者双方において十分に感染防止対策をとること。

- 専ら運動することを目的とした活動
(例) 踊り, ダンス, 体操, 運動 など
- 大きな声を出すことや歌うこと(大きなホール等での公演除く)
(例) 合唱, カラオケ, 詩吟, 民謡, 謡曲 など
- 調理, 会食を伴う活動
- 密接が避けられない活動
(例) 囲碁, 将棋, 麻雀 など

4 活動日の参加者等の把握

主催者や代表者は、講座や会議等での使用の場合は参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておくこと。(感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。主催者等が2週間保管する。)

5 対象施設向けガイドラインの遵守

国並びに全国公民館連合会、全国公立文化施設協会、日本図書館協会及び日本博物館協会などの関係団体等から対象施設向けに発出されたガイドラインについては、その内容に従い対策を取るものとする。

6 本ガイドライン対象施設（社会教育部所管施設）

対象施設名	問合せ先	
旭川市民ギャラリー	文化振興課	0166-25-7558
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	彫刻美術館	0166-46-6277
旭川市井上靖記念館	井上靖記念館	0166-51-1188
旭川市民文化会館 旭川市公会堂	市民文化会館	0166-25-7331
旭川市大雪クリスタルホール	大雪クリスタルホール	0166-69-2000
旭川市内各公民館	公民館事業課	0166-61-6194
旭川市内各図書館	中央図書館	0166-22-4174
旭川市科学館サイバル	科学館	0166-31-3186
旭川市博物館	博物館	0166-69-2004

7 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年7月1日から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。